

監査報告書（国立大学法人北見工業大学）

監事は、国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3事業年度における国立大学法人北見工業大学の業務及び会計を監査しましたので、その結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 監査は、「令和3年度監事監査計画書」及び「令和3年度国立大学法人北見工業大学（国立大学法人北海道国立大学機構北見工業大学）実施事業監事定期監査計画書」に従い、国立大学法人北見工業大学に属する全ての部門を監査対象とし実施しました。
- (2) 監査は、主として実地監査を行いましたが提出書類による書面監査も行いました。
- (3) 監査の重点事項としては、国立大学法人北見工業大学にとって令和3年度は、第3期中期目標・中期計画の最終事業年度にあたり、実施事業等が中期目標達成に向けて、その取組み状況がどのようなようであったのか、就中、コロナ禍においてこれまで実施した対応と今後想定されるリスクへの備えについても留意し監査を実施しました。
また、令和2年3月に文部科学省・内閣府・国立大学協会の三者が合意の上策定された、国立大学法人ガバナンス・コードに係る適合状況について、改めて確認を行いました。
- (4) 業務監査については、月次及び監査計画に基づき実施する実地監査及び書面監査のほか、学長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会など、管理運営に係る重要な会議などに対面及びリモートで陪席し、必要に応じ意見を述べるほか、重要な決裁書類等関係書類については、国立大学法人北見工業大学の最終確認者として、閲覧を行いました。
- (5) 会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる月次の計算証明に関する指定を受けた関係書類の監査を実施するとともに、「国立大学法人会計基準」及び「同注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る決算書、財務諸表等につき監査を行いました。なお、これら会計監査については、監事による監査とともに、国立大学法人北見工業大学の会計監査人による会計監査について、それぞれの独立性を保持しつつも、監事は当該会計監査人と緊密な連携を保ち、相互に情報交換を行い、会計監査人が行った監査の方法と結果について詳細な報告及び説明を受けることとし、その監査が適正に行われているかについて検討を加えました。そのうえで、当該会計監査人の監査結果の相当性を監事自らの責任で判断したうえで、会計監査人の監査結果も利活用し、監事としての意見を述べることとしました。

(6) 国立大学法人北見工業大学長及び理事からその職務の執行状況を聴取し、職務遂行の違法性、適合性、妥当性につき検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 令和3事業年度における国立大学法人北見工業の業務については、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従って、適正に運営されているものと認められます。
- (2) 第3期中期目標・中期計画を達成するためのリスクを適切に識別・評価した年度計画に基づき、令和3事業年度に講じられるべき必要な措置については、日常的モニタリングが業務に適切に組み込まれ対応の図られていることが確認されます。
- (3) 内部統制システムの体制整備及び運用状況等については、令和2年3月に文部科学省・内閣府・国立大学協会の三者が合意の上策定された、国立大学法人ガバナンス・コードにも適合し、適切に運営の図られているものと認められます。
- (4) ①会計経理に関しては、監事が実施する監査とともに、会計監査人EY新日本有限責任監査法人から会計監査に関する詳細な報告及び説明を受け、改めて、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書。以下「財務諸表」という。）、事業報告書、決算報告書につき検討を加えた結果、会計監査人の行った監査の方法及びその結果は相当と認めます。
②財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、国立大学法人会計基準及び同注解に準拠して作成されており、国立大学法人北見工業大学の令和4年3月31日現在の財務状態並びに令和3事業年度の運営状況、キャッシュ・フロー状況及び業務実施コスト状況を適正に表示しているものと認めます。
③利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
④事業報告書は、国立大学法人北見工業大学の令和3事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認めます。
⑤決算報告書は、国立大学法人北見工業大学の予算区分に従って令和3事業年度の決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

- (5) 入札及び契約における競争性の導入状況については、規程等の定めに基づき、契約内容等の妥当性につき監査を実施しました。令和3事業年度は、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争性の確保に鋭意努めたことが認められますが、引き続き、随意契約の妥当性、競争性の確保については、継続的に検証を図ることが肝要と考えます。
- (6) 給与水準に関しては、令和3事業年度の対国家公務員（行政職（一））の給与水準との比較指標並びに対他の国立大学法人等との比較指標に照らして、概ね妥当な給与水準であることが認められます。
- (7) 国立大学法人北見工業大学長及び理事の統制環境に対する認識は適切と認められ、職務遂行に関しては、法令もしくは規程に違反する事実はなく、不当な職務遂行は認められません。

3. 監査意見

監事は、国立大学法人北見工業大学にとって、第3期中期目標・中期計画期間（平成28年度～令和3年度）の最終年度に当る令和3年度に、国立大学法人北見工業大学の全ての役職員が、様々な教育、研究、社会・地域貢献活動等の充実に向けて不断の努力を傾注したことを認めるものであります。一方、国立大学法人の在り方が、社会の厳しい耳目を集めている今日、第3期中期目標・中期計画期間での国立大学法人を取り巻く四つの環境変化を踏まえつつ、監事監査を通して国立大学法人北見工業大学が当該年度に鋭意対応された取組み等に鑑みて若干の監査意見を記します。

国立大学法人北見工業大学の実施する事業の着実且つ持続可能な展開を図るうえで、人材の確保、育成、配置、評価等の個別的及び集団的人事管理は、内部統制上の極めて重要な要素のひとつであることは云うまでもない。

国立大学が法人化以来、アドミニストレーションの業務は、より複雑多岐に亘り、事業を実施する際の業務内容も、より高度な専門性を求められるようになったことが認められる。第3期中期目標・中期計画期間に、国立大学法人北見工業大学においては、学長のリーダーシップを支援するIR活動に高い専門能力を有する者や社会・地域貢献活動に実績のある者の確保を図るなど、積極的な措置を講じていることが認められ、顕著な対応と評価ができる。

一方で、運営費交付金の縮減に伴い、持続的、効果的に業務を遂行するための職員の確保が抑制される中で、非常勤職員を含めた実員管理を実施せざるを得ず、心ならずも、

人材の配置には困難を伴う状況が常態化していると思料される。国立大学法人北見工業大学は、事業・業務に密接な関係のある国立大学法人等との積極的な人事交流も含め事態の打開を図っているが、将来のマネジメントの中核を担うべき、人材の確保と育成は急務であると云わざるを得ない。

高い専門性とスキルに裏づけられた問題発見・解決能力と、社会的要請にも柔軟に対応することのできる広い視野と公共の精神を有する者を確保するため、新規採用を含め、民間企業等での指導力と実績を踏まえた経験者を幹部・中堅職員として採用することも必要と思われる。

職員が組織に在って、日常性の中で自らを等閑視することの無いよう、また、所与の業務に留まらないチャレンジングな中堅職員としての意欲・姿勢を、OJT を始めとする様々な研修の機会や、職場の上長との相互交流の中で醸成していくことも肝要である。国立大学法人北見工業大学は、第3期中期目標・中期計画期間に、グローバル化を推進するために必要な職員の能力開発に、外国語の習得に係る数値目標を設定するなど意欲的な取組みが認められるが、更に独自の階層別・分野別等研修体系の整備に意を用いることも緊要と考える。

アドミニストレーションの事務職員は、教育研究に携わる教職員と共に、トップマネジメントを牽引する「車の両輪」であり、そのいずれを欠いても事業の持続的展開は成し得ないと云える。令和4年度に始まる第4期中期目標・中期計画期間(令和4年度～令和9年度)は、3大学経営統合による新法人「国立大学法人北海道国立大学機構」の発足とも軌を一にする重要な6年間となる。これを契機とすべく、従前にも増して、長期人材開発プログラム(CDP)に則ったアドミニストレーションの人材育成が焦眉の急と考える。

連日の先を見通せぬ新型コロナウイルス感染症の拡大は、今日に至っても大学等高等教育機関にとって、リスクを未然に防止し、生じたリスクを最小化するための事業継続(BCP)の観点からも、看過できない緊要な課題となっていることが確認される。

コロナ禍において、いち早く学長を総責任者とする全学組織「新型コロナウイルス感染症対策会議」を設置し、政府や地方自治体の対応方針等を踏まえ、事態の長期化を見据えながら幾多の感染拡大防止の対策を講じて、教育、研究、社会・地域貢献活動の実施されていることが認められる。

また、令和2年度、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための北見工業大学の行動指針(BCP)」を制定し、制限レベルに応じた「教員等研究スタッフ」「授業(講義・演習・実習)」「学生」「学生の課外活動」「技術部・事務局職員」の行動指針を定め、また、感染者発生時の対応については「北見工業大学新型コロナウイルス感染者発生時の対処要綱」を制定し、想定される様々なパターンに応じた細やかな対応を定めていることが認められる。

国立大学法人北見工業大学は、令和2年3月の時点で、副学長を主査とするオンライン講義企画運営WGを設置し、オンライン講義の準備・実施に関して、ハード面、ソフト面、インフラ、教員、学生への研修等について「教育IT支援室」を中心に全面的な支援体制を構築したことが確認される。令和3年3月には、コロナ禍におけるオンライン授業・ハイブリット授業等の実施から得られたノウハウや好事例、さらに実効性、利便性の高いハードウェア、ソフトウェア等を取り纏め、授業を提供する側のみならず、学生ら授業を受ける側にも配慮された取組みが紹介されており、顕著な対応と頗る評価ができる。

令和2年度、授業のほぼすべてがオンラインでの実施であったのに対し、令和3年度は、対面での実施が7割に戻ったことが確認される。一方で、今日、コロナ禍でのオンライン授業は、学生の多様なニーズとともにオンライン授業の更なる可能性を浮かび上がらせたことも事実と考える。

また、休学者、退学者等学籍に係る諸統計は、コロナ禍以前の数年の統計数値と大きな変動が確認されてはいないが、学務及び学生支援等、直接窓口業務に携わる担当者からは、統計上の諸事由からだけでは読み取ることのできないコロナ禍に起因する者の学籍異動が少なからず認められるとの声もある。

依然、コロナ禍での大学運営に腐心する日々の連続と推察するが、こうしたコロナ禍によって突き付けられた学事等に係る様々な課題については、一定の制約を伴うものと思料されるが、時機を見計り、引き続き継続した情報収集・IR分析が必要と考える。

福澤諭吉は自らの著書「学問のすすめ」のなかで「世の中に最も大切なものは、人と人との交わり付き合いなり。是即ち一の学問なり」と説き「凡そ世に学問といい工業といい政治といい法律というも、皆人間交際のためにするものにて、人間の交際あらざれば何れも不用のものたるべし」とまで、人間交際（じんかんこうさい）の必要性を強調されている。

「私たちは、工大に入学以来この2年間、楽しみにしていた課外活動が果たせていません」と、涙ながらに担当窓口に相談に訪れる学生が少なくないと云う。

卒業生の多くが往時を忍ぶとき、学生時代に勤しんだ学問研究に勝るとも劣らない体験は、課外活動等を通じ得られる学生交流で、互いに切磋琢磨し、共感し、そして尊敬しあえる生涯の友を得たことなどではないだろうか。

学生のこうした活動は、本来自らの主体的な取組みに任せられるべきもので、大学からの過剰な介入は差し控えるべきところもあるが、コロナ禍で喪失あるいは希薄になった学生交流の再興には、大学からの多様な「素材」と「場」の提供は必須であると考える。

コロナ禍初期の包括的、投網をかけるような形での一律禁止から、多段階、網羅的に、こうした活動について、政府等のガイドラインも踏まえ、今後の方向性の検討を前向き

を行うことを期待したい。

令和3年度、国立大学法人北見工業大学の設置する学長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会等重要な会議体において、法令、その他の定めに照らし、3大学経営統合に係る事案について、適切な報告等のなされたことが認められる。

令和3年5月「改正国立大学法人法」が国会で成立したことを受け、6月に3国立大学法人の「経営統合による新たな国立大学法人の経営方針等について(最終まとめ)」が取り纏められたことが確認される。令和4年4月の新法人「国立大学法人北海道国立大学機構」創設にむけて、新法人の経営管理等に係る体制整備等を進めるとともに、3大学連携の教育研究事業を新法人発足後に本格的に展開が図れるよう制度面の整備等に努めたことが確認される。また、「合同理事長選考会議」においての新法人の理事長候補者選考に係るプロセスや「法人設立準備委員会」を設置し、理事長候補者の意向等を踏まえ諸準備等に鋭意努められたことが確認される。

国立大学法人北見工業大学は、国立大学法人を取り囲む幾多の制約の中で、それぞれの時代の社会的要請や四囲の環境変化に柔軟に対応しつつ、変わらなくてはいけないもの、そして、いつの時代にも変わってはならない事業の本質を見極めながら、先導的な教育研究活動及び社会・地域貢献活動が、多様に実施されており、地域社会を始めとする各方面から、益々その重要度を期待されている。令和4年度からの国立大学法人北海道国立大学機構の第4期中期目標・中期計画期間(令和4年度～令和9年度)においても、引き続き十全の備えを怠ることなく、すべての教職員が渾然一体となって、将来を担うべく学生の人材育成に不断の努力を傾注されることを期待して止まない。

令和4年6月13日

国立大学法人 北海道国立大学機構

監事 檜山 義明

監事 伊藤秀範

監事 佐藤正行